⑷　落札者の決定方法　落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記３⑶により決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

⑸　契約後ＶＥの提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。３⑵⑷の評価項目に関する内容は対象としない。

⑹　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、申請書等の差し替えは認められない。

⑺　調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑻　契約書作成の要否　要。

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書等を提出したときに限り、中部地方整備局総務部契約課（〒460―8514　愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　電話052―953―8138）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑿　申請書等の内容のヒアリング　申請書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

⒀　施工体制確認のヒアリング　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照。）。

なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

⒁　申請書等に対する留意事項　競争参加資格の審査において、申請書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

⒂　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

⒃　技術提案に基づく技術提案書の採否　技術提案に基づく技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。

⒄　詳細は、入札説明書による。

別表１　本入札手続きに係る期間等

①　入札説明書の交付期間　平成27年７月24日から平成27年10月28日まで

②　図面、仕様書等の交付期間　平成27年７月24日から平成27年10月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに夏季休暇（平成27年８月８日から平成27年８月16日まで）（以下、「休日」という。）を除く。）

③　申請書等の受付期間　平成27年７月25日から平成27年９月４日までの休日を除く毎日、10時から16時まで

④　入札の受付期間　平成27年10月27日10時00分から平成27年10月28日12時00分まで（休日を除く。）

⑤　開札日時　①平成27年10月30日11時00分
②平成27年10月30日11時30分

⑥　入札保証金の納付等の受付期間　平成27年10月２日から平成27年10月28日までの休日を除く毎日、10時から16時まで〔利付国債の提供の場合は平成27年10月16日まで〕

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takashi Yakuwa Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract :
①　Construction work of the 4th Bridge, Route 153 High-way
②　Construction work of the 4th Bridge, Route 153 High-way

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 4 September 2015

⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 27 October 2015 to 12 : 00 (noon) 28 October 2015 (tenders brought with From 10 : 00 A.M. 27 October 2015 to 12 : 00 (noon) 28 October 2015 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 27 October 2015 to 12 : 00 (noon) 28 October 2015)

⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 27 年７月 24 日

契約責任者　日本郵便株式会社
管財室担当執行役員　井上　　進

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北東北郵便処理施設（仮称）新築工事

⑶　工事場所　岩手県北上市相去町大松沢

⑷　工事内容　郵便専用施設の新築工事である。なお、付属する設備工事は本工事に含まれる。敷地面積　約82,200㎡　構造　鉄骨造地上３階　延床面積　約24,750㎡（本館：約24,700㎡、付属舎：約50㎡）用途　郵便専用施設

⑸　工期　2017年２月24日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート7,700㎥、鉄骨2,400ｔ、鉄筋1,000ｔ、板ガラス600㎡、電気式マルチエアコン37台、電気式パッケージ空調室外機３台、屋内型キュービクル（33面、変圧器10台（計3,600KVA）エレベーター６基、油圧リフト２基

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。詳細は入札説明書による。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２　取引先の資格

次の⑴及び⑵に掲げる要件をすべて満たす単体による参加者（以下「単体参加者」という。）又は、次の⑴から⑶までの要件をすべて満たす者により構成され、かつ⑷の要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　単体参加者及び共同企業体のすべての構成員に求める要件

①　次に該当しない者であること。

ア　以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

㋐　不正又は不誠実な行為をした者

㋑　不法行為をした者